

# 石川県公報

令和4年9月27日

第13544号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告示		次	公告		次
○県統計調査の実施	(地域医療推進室)	1	○大規模小売店舗の新設の届出の公告	(経営支援課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	2	○公共測量実施公告	(監理課)	3
			○入札公告	(教育委員会事務局)	4

## 告示

### 石川県告示第372号

石川県統計調査条例(平成21年石川県条例第15号)第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。  
令和4年9月27日

石川県知事 馳 浩

- 県統計調査の名称  
石川県医療機能基礎調査
- 県統計調査の目的  
県内の医療機関の機能及び患者の動向を把握し、石川県医療計画の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。
- 県統計調査の対象とする範囲  
調査期日時時点で開設している全ての医療機関(医療法(昭和23年法律第205号)第8条の2第2項の規定により休止の届出がなされているものを除く。)
- 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
  - 報告を求める事項  
施設名、施設の所在地、患者数、検査及び在宅医療・介護サービス等の実施状況、その医療機関の機能に関連する事項
  - 基準となる期日又は期間  
令和4年10月1日現在
- 県統計調査の報告を求める者  
調査の対象となる医療機関の管理者
- 県統計調査の報告を求めるために用いる方法  
調査対象として選定された事業所に対して郵送で調査票を配布し、郵送で回収する方法で行う。
- 県統計調査の報告を求める期間  
令和4年10月31日(月)から同年11月21日(月)まで

- 県統計調査の名称  
石川県入院患者1日調査
- 県統計調査の目的  
県内における医療圏ごとの入院患者の流入及び流出の実態を明らかにすることにより、石川県医療計画の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。
- 県統計調査の対象とする範囲

県内の病床を有する医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第8条の2第2項の規定により休止の届出がなされているものを除く。）

4 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

病床数、入院患者数及び入院患者の住所に関連する事項

(2) 基準となる期日又は期間

令和4年10月1日現在

5 県統計調査の報告を求める者

調査の対象となる医療機関の管理者

6 県統計調査の報告を求めるために用いる方法

調査対象として選定された事業所に対して郵送で調査票を配布し、郵送で回収する方法で行う。

7 県統計調査の報告を求める期間

令和4年10月31日（月）から同年11月21日（月）まで

石川県告示第373号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年9月27日

石川県知事 馳 浩

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業地	事業施行期間
小松市	小松都市計画下水道事業小松公共下水道 (中央処理区)	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	昭和40年7月31日から 令和8年3月31日まで

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和4年9月27日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ田鶴浜店

七尾市田鶴浜町ぬ11 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲

白山市松本町2512番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲

白山市松本町2512番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年5月10日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,549平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 74台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 25台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 縦覧による。

面積 25平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 縦覧による。

容量 10.6立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から翌午前0時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から翌午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 4箇所

位置 縦覧による。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

7 届出年月日

令和4年9月9日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び七尾市産業部産業振興課

9 届出等の縦覧期間

令和4年9月27日から令和5年1月27日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和5年1月27日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、石川県知事から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年9月27日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基準点測量、水準測量、数値図化)	令和4年9月20日から 令和5年3月31日まで	輪島市門前町内保 地内
公 共 測 量 (基準点測量、水準測量)	令和4年9月20日から 令和5年3月31日まで	鳳珠郡能登町字矢波 地内

公 共 測 量 (基準点測量、水準測量、数値地形図データ作成)	令和4年9月20日から 令和5年3月31日まで	鳳珠郡能登町字藤ノ瀬 地内
公 共 測 量 (基準点測量、水準測量、数値地形図データ作成)	令和4年9月20日から 令和5年3月31日まで	輪島市町野町 地内
公 共 測 量 (基準点測量、水準測量)	令和4年9月20日から 令和5年3月31日まで	輪島市山本町 地内

## 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和4年9月27日

石川県知事 馳 浩

### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

石川県立錦城特別支援学校給食業務委託

(2) 業務内容

仕様書等による。

(3) 委託期間

令和4年11月7日から令和5年3月31日まで

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号）に基づき、令和4年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、仕様書に定められる業務内容を公正かつ確に遂行し得る者であることを証明する書類を添えて令和4年10月13日（木）までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和4年10月17日（月）までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

### 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、仕様書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒922-0563 加賀市豊町イ120番地1

石川県立錦城特別支援学校 事務室 電話番号 0761-73-3101

(2) 仕様書等の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和4年10月19日(水)午前10時50分(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和4年10月19日(水)午前11時 石川県立錦城特別支援学校 図書室

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

12 その他

詳細は入札説明書による。

